

平成 25 年度南相馬市及び浪江町の L P ガスボンベの残ガス処理業務 仕様書

1. 業務の目的

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生し、その一部は東京電力福島第一原子力発電所における事故により放射性物質により汚染されている。

放射性物質による汚染に対処するために制定された、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に規定する対策地域内廃棄物については、国がその処理を実施することが定められている。

本業務は、福島県南相馬市及び浪江町において、一時保管場所に保管している L P ガスボンベのガス抜き処理を行う事を目的とする。

2. 業務の内容

(1) L P ガスボンベを一時保管している場所 ※別紙 1

ア) 合資会社 菅野萬正商店

南相馬市小高区福岡字有山 25-1

イ) マリンパークなみえ会館内

双葉郡浪江町大字棚塩字向川原 214

ウ) L P ガスボンベ数量

種別	50kg	20kg	20kg 未満	合計
菅野萬正商店	35	164	46	245
マリンパークなみえ会館内	79	243	97	419
小計	114	407	143	664
50kg , 20kg 合計	521			

(2) 作業内容

① L P ガスボンベのガス抜き処理

(1) のア) イ) の 2箇所に一時保管されている L P ガスボンベ（事前に線量測定を行い、 $0.3 \mu\text{SV}/\text{h}$ 以下のもの）のガス抜き処理を行うものとする。

※ガス抜き処理する際は、ガスを適正に処理できる設備により行うこと。

② L P ガスボンベの運搬及び回収

ガス抜き処理を行うにあたり、当該処理を行う場所までの運搬を行う。また、ガス抜き処理された L P ガスボンベは回収し、以下の場所まで運搬する。

- ・合資会社 菅野萬正商店のガスボンベ 245 本 → 村上仮置場 ※別紙 2
- ・マリンパークなみえのガスボンベ 419 本 → マリンパークなみえ ※別紙 1

③ L P ガスボンベの保管

村上仮置場でのガスボンベの保管に際しては、新たにブルーシート等で覆い、雨水の浸入を防ぐ措置をとる。マリンパークなみえに保管されているガスボンベは、現在すでにブルーシートで覆われていることから、既存のブルーシート、ロープを使用して同様の措置をとる。

3. 業務内容の報告

- (1) ガス抜きしたガスボンベについては、それぞれ管理番号を付し、番号の分かる写真を撮る。また、保管場所、ガス抜きした日にち、刻印記号番号等を記載したガスボンベリストを作成すること。
- (2) 業務日報を作成し、業務を行った日にちなど、業務状況を記録すること。
- (3) 上記の結果を取りまとめた報告書を作成し、業務終了後、速やかに提出すること。

4. 留意事項

- (1) ガス爆発の防止のため、業務中の火気使用は厳禁とする。
- (2) ガス抜き処理費及びブルーシートやロープ等の費用については、請負者の負担とする。
- (3) ガスボンベの運搬及び保管にあたっては、「放射性物質汚染対処特措法」その他の関係法令、「廃棄物関係ガイドライン」等の関連ガイドライン等を遵守すること。
- (4) 平均空間線量率が $2.5 \mu \text{SV/h}$ を超える場所で廃棄物 (8000Bq/kg 以下) の車両への積込み等を行う場合であって、 $2.5 \mu \text{SV/h}$ を超える場所に 1 月 40 時間以上滞在することが見込まれる作業である場合には、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。) の「特定線量下業務」に該当し、「除染電離則」が適用されるので、留意すること。
- (5) 高圧ガス容器の取り扱いについては各法令を厳守の上、作業すること。

5. 業務履行期限

平成 25 年 9 月 27 日 (金) までとする。

6. 成果物 (印刷物 (紙媒体) 及び電子媒体 (DVD-R))

※ 3 項の「業務内容の報告」の内容を報告書としてとりまとめ提出すること。

紙媒体 : 報告書 2 部 (A4 版)

電子媒体 : 報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R) 2 式

(各アプリケーションソフト作成データ及びその PDF)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 : 東北地方環境事務所 福島環境再生事務所 北庁舎

(福島県福島市栄町 1-35 福島キャピタルフロントビル 7F)

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 183 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 184 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- ① Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- ④ 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- ⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。